

## ガイドライン遵守確認 実施内容及び確認事項

### 1. 実施内容等について

(1) 誓約書を提出された全国の営業所に対して、ガイドライン遵守確認を実施します。遊技機又は計数機検査時に、依存防止対策調査を含めガイドライン遵守確認を実施しますが、単独で実施する場合があります。

(2) 「各種ガイドラインの遵守状況の確認 実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別記様式301号「ガイドライン遵守確認チェック表」(以下、「チェック表」という。)を使用し、実施します。確認内容はチェック表をご覧ください。なお、確認項目はホール関係4団体における各種ガイドラインの改定・追加等により変更される可能性があります。

(3) ガイドライン遵守確認をパチンコホール内で実施する際は、当該パチンコホールの店長(管理者)又は従業員の方に立会いを求め、立会者の方と一緒にガイドライン遵守確認を進めます。

(4) ガイドライン遵守確認の終了時、当機構検査員から当該パチンコホールの立会者の方に実施要綱の別記様式302号「ガイドライン遵守確認 終了確認書」をお渡しします。その際、受取サインをチェック表の所定欄にお願いします。立会者のサインを頂いてすべての確認業務が終了となります。

(5) ガイドライン遵守確認の結果については、業界健全化の一環として、必要に応じて警察庁並びに各都道府県警察、パチンコ・パチスロ産業21世紀会及び構成する社員11団体に提供します。

### 2. チェック表記載の確認事項について

(1) なぜ、ガイドラインを遵守しなければならないのか。

遊技業界での自主規制としてガイドラインが整備、策定されましたが、遵守の必要性を立会者の方にお答えいただきます。

(2) ガイドラインや是正勧告集がホールに備え付けられているのか。従業員が閲覧できる状態になっているのか。

現在、策定されている以下3つのガイドラインの備付状況等について確認します。

- ① 広告宣伝ガイドライン
- ② 貯玉・再プレーシステムに関するガイドライン
- ③ 賞品の提供方法に関するガイドライン

検査員の確認時、印刷されたものを直ぐに提示できる状況にあるのかを確認します。

PC・モバイル端末等で管理されている場合は、従業員が閲覧できる状態になっているかを確認します。また、①広告宣伝ガイドラインの「是正勧告集」についても同様に備付状況や閲覧可能かを確認します。

(※ガイドライン、是正勧告集については、最新のものがあるか確認します。)

### **(3) これまでに是正勧告を受けたことがあるのか**

ホール関係4団体からは是正勧告を受けたことがあるかお聞きします。是正勧告を受けている場合は、ホール宛てに通知が届いている筈ですので、お立会いいただく管理者又は従業員の方は改めてご確認をお願いします。是正勧告の有無等、チェック表記載の確認を行います。

### **(4) 複数回の是正勧告を受けている場合**

複数回の是正勧告を受けた店舗についても、上記(3)と同様にご確認をお願いします。複数回の是正勧告を受けることとなった理由等、チェック表記載の確認を行います。

その他、店舗内において、チェック表記載の箇所及び広告宣伝と該当する全ての掲示物等の撮影を実施します。

ホール経営者の皆様には、当機構が実施するガイドライン遵守確認へのご協力をお願い申し上げます。

以上